

令和3年5月10日

保護者・地域の皆様

金沢市教育委員会
金沢市立泉中学校
校長 由井 力

石川緊急事態宣言下の対応及び協力依頼等について
(令和3年5月10日時点)

保護者・地域の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、石川県内では新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、5月9日「石川緊急事態宣言」が発出されました。本市としましても、徹底した感染症対策を講ずるとともに、子供達の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点を踏まえ、学校ならではの学びの継続に取り組んでいるところです。

今後のさらなる感染拡大をできる限り予防し、子供達の学びを止めないためにも、引き続き保護者の皆様と子供達の感染予防について令和3年5月7日付け「新型コロナウイルス感染症対策へのご協力のお願い」に基づくとともに、5月10日(月)から5月31日(月)の期間、下記の点についてご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 学校における通常授業について

感染症対策を徹底し通常の授業を継続します。ただし、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」など感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は、行わないこととします。

2 校外の学習活動について

5月31日(月)までの期間に予定している泊を伴う学校行事については、遠足・社会見学・運動会等は期間外に延期、もしくは中止とします。

3 部活動について

- ・可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動します。
- ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないこととします。
- ・5月31日(月)までの期間中は他校との練習試合・合同練習等はいりません。
- ・活動を行うにあたっては、活動場所を学校内等、日頃活動している場所に限定し、活動内容は精選し、平日は1時間程度の活動にとどめるとともに、休日の活動についても必要最低限の内容で2時間程度とします。

4 その他の教育活動について

本校及び地域の実情に応じて、慎重に検討・判断するとともに、実施する場合は、感染症対策を徹底します。

5月31日(月)までの期間に予定している保護者及び地域の方々等の参観や来校される学校行事、学習活動については、児童生徒のみで実施、期間外に延期、もしくは中止とさせていただきますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。詳細は別途お知らせします。

5 「令和3年度全市一斉学校公開週間」について

6月7日(月)～6月13日(日)の期間に設定している「全市一斉学校公開週間」については、不特定多数の方々の来校が予想されることや感染拡大防止の観点から、中止とさせていただきます。

代替の取組として、同期間中、学校ホームページや学校だより等を活用して、情報発信を行います。

令和3年5月10日

保護者の皆様

金沢市立泉中学校
校長 由井 力

「石川緊急事態宣言」下での新型コロナウイルス感染症対策へのご協力をお願い
(令和3年5月10日時点)

日頃より、本校の教育活動にご支援・ご協力を賜り、感謝申し上げます。
さて、5月9日石川県より「石川緊急事態宣言」が発出されたことを受け、以下のとおり金沢市教育委員会より、感染症対策へのご協力についての通知が改めて出されました。
ご家庭においても感染症対策に努めていただきますよう、お願いいたします。

令和3年5月10日

保護者の皆様

金沢市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策へのご協力をお願い (令和3年5月10日時点)

5月9日、石川県より新型コロナウイルスの感染状況の急激な悪化を受け、県独自の「石川緊急事態宣言」が発出されました。本市においても、子供達の感染増加が続いている状況です。

このような状況下においても、学びの保障のため、学校では一層の感染症対策を講じていきますが、ご家庭におかれましてもご協力をお願いいたします。

■感染予防のための行動

- 1 基本的な感染症対策（3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット）の徹底
- 2 毎朝の健康観察（検温、体調の確認）
- 3 十分な換気、手が触れる場所の消毒
- 4 不要不急の外出自粛など「人との接触機会の低減」に努めること
- 5 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 6 不要不急の都道府県間の移動は極力控えること など

■学校への連絡等のごお願い

お子さまやご家族ともに、以下のいずれかにあてはまる場合は、学校に連絡するとともにお子さまの登校は控え、休養または自宅待機していただくようお願いいたします。

- (1) 発熱等の風邪症状がみられる場合、または受診する場合
- (2) 新型コロナウイルス検査で陽性となった場合
- (3) 保健所から陽性者との濃厚接触者として特定された場合
- (4) 医師等の判断により検査を行った、または行うことになった場合

■差別や偏見の防止

ご家庭においても引き続き、差別や偏見の防止についてご協力をお願いいたします。

※裏面「石川県作成『石川緊急事態宣言』もご覧ください。」

石川緊急事態宣言

(対象期間：5月31日まで)

ご自身やご家族をはじめ大切な人の安全のためにも
「新しい生活様式の実践」「人と人との接触の回避」
「感染リスクの高い場面の回避」の徹底について、
ご協力をお願いいたします

「ステージⅣ 感染拡大緊急事態」への移行

- 大型連休の影響を待たずに、**感染状況が急激に悪化**

6日(木) 7日(金) 8日(土) 9日(日)

37人 47人 80人 63人

→ 2日連続(7日、8日)で過去最多を更新

大型連休終了後4日間で5件のクラスター発生

- 多くの指標が、**国の「ステージⅣ」の基準を超過**

本日の
モニタリング指標

	5/9 日
新規感染者数(人)	306
感染経路不明者数(人)	92
病床使用率(%)	79.4
病床使用率(%) (宿泊療養施設含む)	53.3
重症者用病床使用率(%)	40.0

「石川緊急事態宣言」の発出①

外出の自粛等について

<以下の対応をお願いします>

- ・日中も含めた**不要不急の外出・移動の自粛**していただくこと
特に、**20時以降の不要不急の外出自粛**、混雑している場所や時間を避けて行動することや、**感染対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じ**
ていない飲食店等の利用を厳に控えていただくこと
- ・**不要不急の都道府県間の移動**は極力控えていただくこと
- ・**路上・公園等における集団での飲酒など**、**感染リスクが高い行動**は行わないこと
- ・**医療機関・高齢者施設等における面会**は自粛していただくこと
- ・**発熱等の症状がある人は**、**出勤、登校や社会活動の参加**を控えていただくこと

「石川緊急事態宣言」の発出②

飲食店への時短要請について

◎実施期間の変更

- ・5月12日(水)～5月25日(火)
→ 5月12日(水)～ **5月31日(月)**

※要請内容

- ・金沢市:5時から20時までの時短営業(酒類の提供は19時まで)
- ・金沢市を除く18市町:5時から21時までの時短営業(酒類の提供は20時まで)

◎カラオケ設備の利用自粛について

- ・**飲食店においてカラオケを行う設備を提供している場合、営業時間内においても、その利用自粛を要請**